



議 題

報道機関 各位

記者発表資料

平成25年11月20日（水）

問い合わせ先：資源循環政策課

担当：島村 和久

電話：829-1338

内線：3160

小型家電の回収を開始します

さいたま市では、環境省の「平成25年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」の採択を受け、環境省と連携して、平成26年1月から携帯電話やデジタルカメラ等の小型家電を回収します。市民の皆様のご家庭に、以下の使用済小型家電等がありましたら、お近くの公共施設等にある専用回収ボックスに入れ、本市の小型家電リサイクルにご協力ください。

1 実施年月日

平成26年1月6日（月）から

2 回収方法

(1) ボックス回収

回収ボックス（回収箱）を公共施設50箇所に常設し、排出者が使用済小型家電等を直接投入する方法です。

(2) 清掃センターへの持込み

排出者が使用済小型家電等を清掃センターに直接持ち込む方法です。

3 回収対象品目

ボックス回収では、30cm×15cmの投入口に入る電気や電池で動く小型家電と付属品及び小型家電に使用されていた電池を回収します。

対象品目の例として、携帯電話、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、電卓、ACアダプタ等があります。

ボックスで回収できない小型家電は清掃センターに持ち込むことができます。

4 広報

市報さいたま12月号、ホームページ、PRチラシ（全戸配布、自治会回覧）による広報を行います。